一般社団法人 電気学会の常勤役員の退職金に関する規程

（総　則）

第１条　この規程は，一般社団法人 電気学会定款第 28 条（報酬等）に基づき，この法人の常勤役員（専務理事をいう）の退職金に関し必要な事項を定めるものである。

（退職金の額）

第２条　退職金の額は，在職期間１年につき，退職日における本給の 1.7 倍の金額とする。

２．役員在職中に死亡した場合は，在職期間に関係なく前項に本給の 2 か月分を加算する。

（通常任期外の扱い）

第３条　通常総会によらず，期中で役員に就任あるいは退任・解任された者の当該年の在職期間の計算については次による。就任に当たっては，就任した月から次の通常総会の月までを算入する。また退任・解任にあたっては，通常総会の月から退任・解任した月までを算入する。

（再任等の場合の取り扱い）

第４条　役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは，その者の退職金の支給については，引き続き在職したものとみなす。

（退職金の支給）

第５条　退職金は，法令によりその退職金から控除すべき額を控除し，その残額を直接本人に，本人が死亡したときは，その遺族に支給する。

（退職金の減額および不支給）

第６条　退職金の減額および不支給の取り扱いは，職員に対する退職金の取り扱いに準ずる。

（退職金の支給制限）

第７条　役員が職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ，定款第 27 条により解任されたときは，当該役員には退職金を支給しない。

（遺族の範囲および順位）

第８条　役員が死亡した場合の退職金は，労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までに定められた範囲および順位により，その遺族に支払う。

（端数の処理）

第９条　退職金の総額に 100 円未満の端数があるときは，100 円単位に切り上げる。

（実施に関し必要な事項）

第１０条　退職金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は，職員の例に準ずるものとする。

（付則）

1. 平成 15 年 3 月 5 日開催の理事会において承認制定。
2. 平成 15 年 3 月 5 日より施行。
3. 平成 25 年 5 月 9 日，理事会において一部改正。
4. 令和 5 年 7 月 19 日，理事会において一部改正。